

弁護士過疎・偏在解消に向けた日弁連の活動の歩み

～ 「いつでも、どこでも、だれでも」法的サービスを受けられる社会を目指して ～

初期の問題意識

臨時司法制度調査会意見書（1964年8月）「簡易裁判所の所在地はもちろんのこと、地方裁判所の支部の所在地においてすら、弁護士の事務所のない事例が数多く存在する。このような状況では、地方における国民の法的生活の水準の向上はもとより、裁判の適正円滑な運営すら阻害される虞がある。」「この弁護士の大都市偏在化については、緊急にこれを是正する必要があると考えられるのであって、いかなる方策を講ずべきかが検討されなければならない。」

～ 高度経済成長等を原因とした過疎化の進行に伴い、弁護士過疎地も拡大 ～

第8回弁護士業務対策シンポジウム（1993年11月）テーマは「弁護士業務の改革を目指して - 市民との接近障害を改善するために - 」。第2分科会（パート1 弁護士偏在問題を考える）が初めて「弁護士0～1マップ」を作成。1993年当時、弁護士ゼロ地域は50か所、弁護士ワン地域は24か所。

弁護士過疎・偏在対策の本格始動

1. 「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」（1996年5月・日弁連定期総会）

…当連合会は、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。

2. 「日弁連ひまわり基金」の発足と特別会費の徴収開始

1999年9月、東京弁護士会からの司法改革支援金（寄付金）1億円と日弁連創立50周年記念事業特別基金からの繰入金3,000万円を財源として「日弁連ひまわり基金」が発足。1999年12月の日弁連臨時総会で、2000年1月から会員一人あたり月額1,000円の特別会費（「弁護士過疎・偏在対策のための特別会費」）を徴収することを決議。徴収期限は、2004年12月。その後、3度にわたって徴収期限の延長と金額の変更が行われている。

次頁参照

3. 「ひまわり基金法律事務所（公設事務所）」と「法律相談センター」の全国展開

「司法サービスの全国地域への展開に関する決議」（2000年5月・日弁連定期総会）

「司法サービスの全国展開に関する行動計画」（2001年5月・日弁連理事会）

2000年6月、鳥根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、ひまわり基金法律事務所は累計107か所に設置された（2011年6月1日現在）。うち30事務所が任期終了後に定着（一般事務所化）、2事務所が廃止。同日現在の稼働数は75事務所。法律相談センターは全国305か所（2011年6月1日現在・日弁連調べ）。未設置支部は33か所。

4. 「弁護士偏在解消のための経済的支援」の開始

2007年12月の日弁連臨時総会で、「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程」が承認された。2008年1月から運用開始。

2008年5月 日弁連定期総会で上記規程を改正（常駐従事務所開設支援を追加）。

2009年9月 利用促進のため対象範囲を拡大。

2010年4月 日弁連ひまわり基金によって行われていた特別定着支援を経済的支援に統合。

5. 弁護士ゼロ地域の解消

2008年6月2日 弁護士ゼロ地域の解消（会長談話の発表、記念シンポジウムの開催）。

2009年1月 ゼロ地域が再発生。その後2か所に。

2010年1月 再びゼロ地域が解消。

（2011年5月1日現在）

- 地裁支部単位で弁護士登録がゼロの地域はなし、ワンの地域は2か所 -
弁護士ワン地域（旭川地裁紋別支部、大分地裁佐伯支部）のうち、紋別は2か所目のひまわり基金法律事務所の設置により2011年度中に解消予定。佐伯には非常駐だが弁護士法人の支所がある。

-- 参考1 特別会費の徴収期間・金額の変遷 -----

2000年1月から特別会費の徴収開始（1999年12月の臨時総会で決議）。
月額1,000円。徴収期限は2004年12月。

2005年1月から月額1,500円へ増額。徴収期限を2007年3月まで延長。
（2004年11月の臨時総会で決議）

2007年4月から月額1,400円に減額。徴収期限を2010年3月まで延長。
（2006年12月の臨時総会で決議）

2010年4月から月額700円に減額。徴収期限を2013年3月まで延長。
（2009年12月の臨時総会で決議）

-- 参考2 日弁連の弁護士過疎・偏在対策財政支出（～2010年度）... 計34億1,150万円

1. 「日弁連ひまわり基金」による援助実績（財政支出）... 2000年度から2010年度までの累計援助額

(1) 過疎地法律相談センター（ここ数年は約140か所に援助）：約16億1,000万円

(2) ひまわり基金法律事務所（累計106か所）：約11億8,100万円（仮払い含む）

(3) 弁護士過疎地への定着支援（37件）：約2億7,500万円

定着支援制度は2010年度から弁護士偏在解消のための経済的支援制度に統合されたため、2009年度までの実績。

2. 「偏在解消事業特別会計」（弁護士偏在解消のための経済的支援）による援助実績（財政支出）

... 2007年度から2010年度までの類型援助額は約3億4,550万円